

石井町住まいのリフォーム応援事業補助金を利用しませんか！

住宅の質への不安を解消し、安心して暮らす社会環境をつくり出すため、町内の施工業者を利用した個人住宅の修繕、補修工事やバリアフリー対応工事などのリフォーム(改修・改装)工事に補助金を交付します。

対象工事 施工業者が石井町内にあり、工事費(税抜)が20万円以上で、令和7年1月末日までに工事を完了し、30日以内若しくは2月末日までに必要書類を提出できること。(申し込み時点で工事着手済み又は工事完了済み物件は対象外)

補助対象 ①町内に所在する現に生活の本拠としている住宅を改修する方(本拠住宅以外の別宅や倉庫等は対象外。店舗等併用住宅は居住部分のみ対象。)
②新たに多世帯同居を開始する者又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する方であること。
※多世帯同居・・・直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居すること。

補助金額 (1) 補助対象工事費(税抜)の20%で、最高20万円
補助対象①のみの条件を満たす者。

(2) 補助対象工事費(税抜)の30%で、最高30万円
補助対象①と②の条件を満たす者。

申込資格

- ・ 補助対象となる住宅に引き続き1年以上居住しており、かつ当該物件の所在地に住民登録している方
- ・ 補助対象者及びその世帯員に町税の滞納がないこと。
- ・ 以前に類似の補助金制度を利用したことのない方及び建築物
- ・ その他、住まいのリフォーム応援事業補助金要綱に基づく条件を満たす方。

募集件数 予算の範囲内。応募多数の場合は抽選

募集期間 5月27日(月)まで【当日消印有効】

申込方法 補助金交付事前申込書(石井町HP掲載、建設課窓口配布)に必要な事項をご記入の上、以下の宛先に持参又は郵送にてご提出ください。

〒779-3295 石井町高川原字高川原121番地1

石井町役場 建設課 宛て

※1世帯の申し込みは、1通を厳守のこと。

抽選会(応募多数の場合に開催)

日程及び会場 6月12日(水)午後7時から 石井町役場2階会議室

※抽選会の開催については、募集期間終了後、応募者全員に文書で通知します。開始時刻までに会議室に入室していない方は、無効失格扱いとさせていただきますので予めご了承ください。

問い合わせ先 石井町役場 建設課 TEL674-1117

◆住宅リフォーム補助の対象工事（例）

内 容	可 否	備 考
屋根瓦の取換、外壁の補修	○	
壁紙張替等の内装工事	○	
台所、風呂、トイレ等の改良工事	○	
シロアリ防止等の床修理	○	
畳の張替え	○	
ガラス（サッシ）の取替工事	○	
本拠住宅以外の別宅や倉庫等に係る工事	×	生活の本拠としている住宅ではないため対象外
住宅の一部又は全部の取り壊しや撤去に係る工事	×	リフォームではないため対象外
住宅に付随する バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	×	リフォームではないため対象外
シロアリ駆除	×	リフォームではないため対象外
電話の配線工事	×	リフォームではないため対象外
大画面テレビの購入（配線工事有）	×	購入が主であるため対象外
電化製品の取付工事	×	購入が主であるため対象外
室内カーテン取替	×	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付工事	×	購入が主であるため対象外
門扉・ブロック壁の設置	×	外構工事のため対象外
造園工事、植木剪定	×	外構工事のため対象外

※詳細については、建設課までお問い合わせください。TEL 6 7 4 - 1 1 1 7